

水道料金及び下水料金に係る収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水料金に係る収納事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、その旨を公表します。

1 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 受託者の名称、代表者の氏名及び住所

弁護士法人 舘野法律事務所 弁護士 舘野 完

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階